



広野町地震津波被災者等住宅再建支援事業に関することお気軽にご連絡ください

ここでは、「広野町地震津波被災者等住宅再建支援事業」に関する町民からのいくつかの質問をご紹介します。

ご自身が、この制度の対象となるのか疑問を持っている方はお気軽に企画グループまでご連絡ください。 ☎ 企画グループ ☎0240-27-2114

Q1 東日本大震災発生後、世帯分離して実態として世帯が増えた場合は、それぞれの世帯が補助対象となるか。

A1 東日本大震災発生前の世帯単位を補助対象とするため、東日本大震災後の世帯の状況に関わらず、補助金交付申請ができるのは、東日本大震災発生時の1世帯につき1回となります。

Q2 応急修理制度（限度額52万円）が対象だったが、この制度は対象となるか。

A2 応急修理制度が対象となっているのであれば、この制度も対象となりますので、1度企画グループまでお問い合わせください。

Q3 町外からの転入者については、補助金交付申請の時点で広野町に住民票を異動させていないといけないのか。

A3 補助金交付申請の時点では他市町村に住民票を置いたままで申請できますが、実績報告の段階では広野町に住民票を異動していただく必要があります。（※実績報告書（様式第7号）に添付する住宅再建等事業報告書（様式第8号）の添付書類に移転後の住民票の写しが必要です。）

Q4 補助金はどの時点で受けられるのか。

A4 補助事業が完了し、実績報告書を提出した後、町からの補助金交付額確定通知を受領した後で補助金交付請求書を町に提出することが可能となります。町は当該請求書を受領した後で補助金を指定口座に振り込みます。

被災者生活資金の返済期日が迫っています

東日本大震災などによる避難に伴い、当面の生活資金として貸付しました「被災者生活資金」を借用し、まだ未返済の方については、下記により返済くださるようお願いします。

■貸付期間：貸付日より3年間

■返済方法：広野町出納室へ持参または指定口座へ振り込み

■貸付額：一世帯当たり 50,000円

※福祉環境グループで納入通知書を交付しますので、出納室または広野町指定金融機関である「あぶくま信用金庫」の窓口で納めることができます。

■利子：無利子

☎ 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

確定申告の際に障がい者控除の対象者となります

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、満65歳以上の方で介護保険要介護認定者の場合は、障がい者に準ずる者として、広野町長から「障害者控除対象者認定書」の交付を受ければ、確定申告の際に障害者控除の対象者となります。

【対象者の要件】

■平成25年12月31日現在において住民登録・居住とも広野町の方

■満65歳以上の方で、①または②に該当する方

①要介護1～5の介護保険認定者で、下記の「判断基準」を満たしている方

②6ヶ月以上寝たきり状態で、複雑な介護を要する方

身体障害者手帳などをお持ちの方は、手帳所持者として控除を受けることができますので、申請の必要はありません。

【障害者控除対象者認定の「判定基準」】

身体障害者または知的障害者に準ずる方の認定は、要介護認定資料の「主治医意見書」の記載情報をもとに、次に示す判定基準によって認定されます。

【申請方法】

福祉環境グループ窓口で、「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記載・押印して申請してください。

【申請の受付】

平成26年2月1日から随時（土日祝日は除く）

控除区分	判断基準
障害者区分	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」以上の方 ・障害高齢者日常生活自立度が「A」以上の方
特別障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」又は「M」の方 ・障害者高齢者の日常生活自立度が「B」以上の方